

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 20 日 (金) 第 380 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 3
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更事項の届出 (建築課取扱い) 4
- 令和4年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 5
- 鹿児島海区漁業調整委員会指示**
- アサヒガニの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 5
- うみがめの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第53号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市犬迫町119番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
南さつま市加世田川畑字崩ヶ竈9999番20から9999番22まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
霧島整形外科病院	霧島市国分野口東8-31	令和5年1月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ひかりの薬局	霧島市隼人町住吉1353番7	令和5年1月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志1290番地1	令和5年1月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第58号

日置市東市来町長里2249番地12 久木留秀行及び日置市東市来町伊作田1737番地 宇田昇二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第59号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1356号	令和5年1月10日	令和8年1月9日	魚廃物加工肥料	魚一番	窒素全量 8.2 りん酸全量 5.1 加里全量 1.1	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 スタッフ ホーム	志布志市 志布志町 志布志二丁目12番 16号
鹿児島県肥第1357号	令和5年1月10日	令和8年1月9日	配合肥料	灰合肥料5号	りん酸全量17.0 く溶性りん酸 12.0 加里全量 16.0 く溶性加里12.0 水溶性加里10.0 く溶性苦土 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市 志布志 3309番地
鹿児島県肥第1358号	令和5年1月10日	令和11年1月9日	配合肥料	灰合肥料6号	りん酸全量17.0 く溶性りん酸 12.0 加里全量 16.0 く溶性加里12.0 水溶性加里10.0 く溶性苦土 7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市 志布志 3309番地

鹿児島県告示第60号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患者及び疑似患者の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
-------------	------	-------	-------

患畜	1	霧島市	令和 4 年 12 月 13 日
----	---	-----	------------------

鹿児島県告示第61号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量外）
- 2 作業の期間 令和 4 年 12 月 21 日から令和 5 年 2 月 24 日まで
- 3 作業の地域 南さつま市加世田小湊地内

鹿児島県告示第62号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
社会福祉法人たちばな会 霧島市福山町福山838番地	霧島市隼人町真孝858-1	支援業務を行う事務所の所在地	霧島市国分福島三丁目5番15-1号	霧島市隼人町真孝858-1	令和 4 年 12 月 15 日

鹿児島県告示第63号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 4 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
令和 5 年 1 月 23 日から同年 2 月 13 日まで
 - (2) 女子
令和 5 年 1 月 23 日から同年 2 月 13 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験（WEB 試験）
令和 5 年 2 月 20 日から同月 25 日まで
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和 5 年 2 月 25 日
- 4 応募年齢
令和 5 年 4 月 1 日において18歳以上
令和 5 年 6 月 30 日において33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 5 年 1 月 20 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
全身用 X 線 CT 診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 11 月 11 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キヤノンメディカルシステムズ株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 1-10
- 5 随意契約に係る契約金額
155,650,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 4-1 号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 体長制限
甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 4-2 号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 1 月 20 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 鹿児島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者(採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。